関係 法令

1	食料・農業・農村政策審議会農業共済部会関連	
	・食料・農業・農村基本法(抄)	1
	・食料・農業・農村政策審議会令	3
	・食料・農業・農村政策審議会議事規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
	・食料・農業・農村政策審議会における部会の設置について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
2	農作物共済、園芸施設共済関連	
	・農業災害補償法(抄)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 1
3	その他	
	・農業共済再保険特別会計の農業勘定における平成五年度の再保険金の支払財源の不足に対処するための特別措置に関する法律・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 3
	・農業共済再保険特別会計の農業勘定における平成五年度の再保険金の 支払財源の不足に対処するための特別措置に関する法律施行令・・・・・・	1 5

〇食料・農業・農村基本法(平成十一年法律第百六号)(抄)

最終改正:平成二十一年四月二十四日

第一条~第三十条 (略

(農業災害による損失の補てん)

第三十一条 災害による損失の合理的な補てんその他必要な施策を講ずるものとする。 国は、 災害によって農業の 再生産が阻害されることを防止するとともに、 農業経営の安定を図るため、

第三十二条~第三十八条 (略)

(設置)

第三十九条 農林水産省に、 食料 農業 農村政策審議会(以下 「審議会」という。)を置く。

(権限)

第四十条 大臣 の諮問 審 に応じ、 議会は、 この法律 この法 律の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほ の施行に関する重要事項を調 査 審 議する。 か、 農林 水 産 大臣 又は 関係

2 審議 会は、 前項に規定する事項に関し農林水産大臣又は関係各大臣に意見を述べることができる。

3

七 和二十五年法律第二百九号)、家畜伝染病予防法 年法律 審 議会は、 興特別措置法 砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律 第三百五十六号)、酪農及び肉用牛生産 前二項に規定するもの (昭和三十六年法律第十五号)、 0) ほ か、土地改良法 (昭和四十年法律第百九号)、加工原料乳生産者補給金等暫定措置 の振興に関する法律(昭和二十九年法律第百八十二号)、 (昭和二十六年法律第百六十六号)、飼料需給安定法 畜産物の価格安定に関する法律 (昭和二十四年法律第百九十五号)、家畜改良增 (昭和三十六年法律第百 (昭和二十 殖 果樹農 八十三 法 (昭

構造改 三十八号)及び米穀の新用途への利用の促進に関する法律 営安定のため 三号)、 法 法 に属させられた事 八年法律第百十二号)、 昭昭 昭 善促 和四 和 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律 几 進法 + 十六年法律第三十五号)、 \mathcal{O} 年法律第 交付金の交付に関する法律 (平成三年法律第五十九号)、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律 項を処理する。 百十二号)、農業振 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律 肉用子牛生産安定等特別措置法 興地 (平成十八年法律第八十八号)、 域 の整備 に関する法 (平成十二年法律第百十六号)、農業の担い手に (平成二十一年法律第二十五号) 律 (昭和六十三年法律第九十八号)、 昭昭 和四十四年法 有機農業の推進に関する法 1律第 0) (平成六年法 五. 規定により (平成二十 十八号)、 律 年法 対する経 食品 卸 その権 律 伞 第 売 建第 成 百 流 市 限 + 場 通

(組織)

第四十一条審議会は、委員三十人以内で組織する。

- 2 委員 は、 前条第一 項に規定する事項に 関し学識 経 験 のある者のうち から、 農林 水産 大臣 が '任命 する。
- 3 委員は、非常勤とする。
- 4 第二項に定め るも O \mathcal{O} ほ か、 審 議会の 職員で政令で定めるもの は、 農 林 水産大臣 が任 命する。

(資料の提出等の要求)

第四十二条 意見 審議会は、 \mathcal{O} 開 陳、 説明 その そ \tilde{O} 所掌 他 事務を遂行するため必 必要な協 力を求めることができる。 要があると認 8) るときは、 関係 行 政機関の長に対 資料 0

(委任規定)

第四十三条 この 法律に定め るも 0 \mathcal{O} ほ か、 審 議 会 \mathcal{O} 組 織 所 掌 事 務及び 運営に 関 L 必 要な事 **項** は 政令で定める。

〇食料 農業・農村政策審議会令(平成十二年六月七日政令第二百八十九号) (沙)

最終改正:平成二十五年十二月二十七日

(所掌事務)

第一条 及び な利 限に属させられ 規定するもの 条第五項 用の)再商 食料 品品 促進に関する法律 (同法第十九条の二第一項において準用する場合を含む。) 及び第六十四条第三項、 化の \mathcal{O} 農 · た 事 業 促進等に関 ほ か、 農村政治 項を処理する。 エ ネ ルギ 策審議会 する法律 (平成三年 ーの使用の合理化等に関する法律 (以 下 (平成七年法律第百十二号) 第七条の七第三項の規定に基づきその 法律第四十八号)第二十五条第三項並びに容器包装に係る分 「審議会」という。) は、 (昭和五 食料 十四年法 農業 農村基本 律第四十九号) 法第四 資源 第十六 別 + \mathcal{O} 条に 収 有 権 集 効

(組織)

2 第二条 審 議 会に、 審議会に、 専門の立 特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、 事 項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。 臨時委員を置くことができる。

(臨時委員及び専門委員の任命)

第三条 臨時 委員 は、 学識! 経 験の ある者のうちか , 5 農林水産大臣が任 命する。

2 専門委員 は、 当該 専門の事項に関し学識経験 のある者のうちから、 農林水産大臣が任命する。

(委員の任期等)

第四 条 委員 の任期は、二年とする。ただし、 補欠の委員の任期は、 前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員は、 その者の任命に係る当該特別 の事 項に関する調査審議が終了したときは、 解任されるも

とする。

専門委員は、 その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、 解任されるものとす

る。

4

5 臨時委員及び専門委員は、非常勤とする。

(会長)

第五条 審議会に会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、 あらかじめその指名する委員が、 その職務を代理する。

(部会)

第六条 審議会は、 その定めるところにより、 部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員、 臨時委員及び専門委員は、 会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、 当該部会に属する委員の互選により選任する。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、 当該部会に属する委員及び臨時委員のうち から部会長 があら か ľ 8 が指名す

る者が、その職務を代理する。

6 審議会は その定めるところにより 部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

(幹事)

第七条 審議会に、幹事を置く。

2 幹事 は、 関係行 政 機関 の職員のうちから、 農林水産大臣 が任命する。

3 幹事は、審議会の所掌事務について、委員を補佐する。

4 幹事は、非常勤とする。

(議事)

第八条 審議会は、 委員 及び 議 日事に関す 係の ある臨 時委員の三分の一 以上が出席 Ü なけ れ ば、 会議 を開 き、 議

決することができない。

2 審議会の議事は、 委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、 可否同数

のときは、会長の決するところによる。

3 前二項の規定は、部会の議事に準用する。

(庶務)

第九 条 審 議会の庶務 は、 農林水産省大臣官房政策課 に お **\ て厚生 労働省医薬食品局食品安全部 企 画 情 報 課

及び国土交通省国土政策局地方振興課の協力を得て処理する。

(雑則)

第十条 この政令に定めるもののほか、 議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、 会長が審議会

に諮って定める。

附 則 (略)

食料・農業・農村政策審議会議事規則

平 成 1 9 年 7 月 1 2 日 食料・農業・農村政策審議会決定

(総則)

第1条 食料・農業・農村政策審議会(以下「審議会」という。)の運営については、食料・農業・農村基本法(平成11年法律第106号)及び食料・農業・農村政策審議会令(平成12年政令第289号)に規定するもののほか、この規則の定めるところによる。

(会議の招集)

第2条 会議は、会長が招集する。

(議事)

- 第3条 会長は、審議会の会議の議長となり、議事を運営する。
- 2 会議は公開とする。ただし、公開することにより、公正かつ中立な審議に 著しい支障を及ぼすおそれがある場合又は特定の個人若しくは団体に不当な利 益若しくは不利益をもたらすおそれがある場合には、会長は、会議を非公開と することができる。
- 3 会長は、議事の円滑な運営を確保するため、傍聴人の退場を命ずる等必要な措置をとることができる。

(議事録)

第4条 <u>議事録は、一般の閲覧に供するものとする。ただし、会議の運営に著しい支障があると認められる場合には、会長は、議事録に代えて議事要旨を一</u>般の閲覧に供するものとすることができる。

(臨時委員)

第5条 臨時委員は、会長の求めに応じて審議会に出席し、特別の事項について報告を行い、又は意見を述べるものとする。

(専門委員)

第6条 専門委員は、会長の求めに応じて審議会に出席し、専門の事項について報告を行い、又は意見を述べるものとする。

(意見の陳述)

第7条 会長は、適当と認められる者に対して、会議への出席を求め、その説明又は意見の陳述を求めることができる。

(部会)

第8条 <u>第2条から前条までの規定は、部会について準用する。この場合において、これらの規定中「会長」とあるのは「部会長」と、「審議会」とあるのは「部会</u>」と読み替えるものとする。

(小委員会)

第9条 <u>部会長は、必要あると認めるときは、特定の事項を部会長の指名する</u> <u>委員、臨時委員又は専門委員によって構成する小委員会に付託し、調査審議さ</u> せることができる。

(委任規定)

第10条 この規則に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附則

(施行期日)

第1条 この議事規則は、平成19年7月12日から施行する。

(食料・農業・農村政策審議会議事規則の廃止)

第2条 食料・農業・農村政策審議会議事規則(平成13年3月21日食料・農業・農村政策審議会決定)は廃止する。

食料・農業・農村政策審議会における部会の設置について

平成19年7月12日 食料·農業·農村政策審議会決定 平成20年3月7日改正 平成20年5月15日改正 平成20年7月25日改正 平成21年1月27日改正 平成21年7月23日改正 平成21年7月23日改正 平成23年9月1日改正 平成26年3月28日改正

第1条 食料・農業・農村政策審議会(以下「審議会」という。)に、次の表の左欄に掲げる部会を置き、これらの部会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

名 称	所 掌 事 務
企画部会	食料・農業・農村基本法(平成11年法律第106号)の規定により審議会
	の権限に属させられた事項を処理すること。
家畜衛生部会	1 家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)の規定により審議会の
	権限に属させられた事項を処理すること。
	2 食料・農業・農村基本法の施行に関する重要事項であって、家畜衛生
	に係るリスク評価に関する事項を調査審議すること。
食料産業部会	卸売市場法(昭和46年法律第35号)、エネルギーの使用の合理化等に
	関する法律(昭和54年法律第49号)、資源の有効な利用の促進に関する
	法律(平成3年法律第48号)、食品流通構造改善促進法(平成3年法律
	第59号)、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律
	(平成7年法律第112号)、食品循環資源の再生利用等の促進に関する
	法律(平成12年法律第116号)及び中小企業者と農林漁業者との連携に
	よる事業活動の促進に関する法律(平成20年法律第38号)の規定により
	審議会の権限に属させられた事項を処理すること。
食糧部会	主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律(平成6年法律第113号
) 及び米穀の新用途への利用の促進に関する法律(平成21年法律第25号
)の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。
果樹部会	果樹農業振興特別措置法(昭和36年法律第15号)の規定により審議会
	の権限に属させられた事項を処理すること。
甘味資源部会	砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律(昭和40年法律第109号)の
	規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。
畜産部会	家畜改良増殖法(昭和25年法律第209号)、飼料需給安定法(昭和27
	年法律第356号)、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律(昭和29年
	法律第182号)、畜産物の価格安定に関する法律(昭和36年法律第183号
)、加工原料乳生産者補給金等暫定措置法(昭和40年法律第112号)及
	び肉用子牛生産安定等特別措置法(昭和63年法律第98号)の規定により

	審議会の権限に属させられた事項を処理すること。		
農業共済部会	農業災害補償法(昭和22年法律第185号)の施行に関する重要事項で		
	あって、次に掲げるもの。		
	1 農作物共済、家畜共済、果樹共済、畑作物共済及び園芸施設共済の		
	共済掛金標準率等の算定方式に関する事項を調査審議すること。		
	2 家畜共済に係る診療点数及び薬価基準に関する事項を調査審議する		
	こと。		
農業農村振興	1 土地改良法(昭和24年法律第195号)及び農業振興地域の整備に関		
整備部会	する法律(昭和44年法律第58号)の規定により審議会の権限に属させ		
	られた事項を処理すること。		
	2 食料・農業・農村基本法の施行に関する重要事項であって、次に掲げ		
	るもの。		
	ア 国際かんがい排水委員会に関する事項を調査審議すること。		
	イ かんがい排水の改良発達に関する重要事項を調査審議すること。		

- 第2条 部会の議決は、審議会の議決とみなす。ただし、部会の議決に関し他の部会との 調整を要するとき又は部会の議決が食料、農業及び農村に関する総合的かつ基本的な政 策に係る重要なもので審議会において審議すべきものであるときは、この限りではない。
- 2 会長は、部会の議決が前項ただし書の場合に該当すると認めるときは、その旨を当該 部会長に通知するものとする。
- 3 会長は、前項の通知をしようとするときは、関係する部会長の意見を聴かなければならない。

第3条 部会の庶務は、それぞれ同表の右欄に掲げる課において処理する。

NOW HEY WINDIO!	これのこれの内が、シカー間に一切り、一切には、これで、これで、これで、これの一般に一般に一般に一般に一般に一般に一般に一般に一般に一般に一般に一般に一般に一
部 会	課
企画部会	大臣官房政策課
家畜衛生部会	消費・安全局動物衛生課
食料産業部会	食料産業局企画課
食糧部会	生産局農産部農産企画課
果樹部会	生產局農産部園芸作物課
甘味資源部会	生産局農産部地域作物課
畜産部会	生産局畜産部畜産企画課
農業共済部会	経営局保険課
農業農村振興整備部会	農村振興局整備部設計課

附 則(平成20年3月7日決定)

食糧部会は、審議会で別に定めるまでの間、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成18年法律第88号)第4条第3項の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理することができる。

〇農業災害補償法(昭和二十二年法律第百八十五号) (抄)

(農作物共済の共済掛金率)

行う二以上の市町村に係る廃置分合(以下「農業共済組合の合併等」という。)があつた場合については、当該農業共済組合の合併等が行われた後最初 事業を行う市町村が、従前の実施区域のほか、農業共済組合からの申出により新たな実施区域につき共済事業を開始する場合に限る。)又は共済事業を 済組合の合併、農業共済組合からの第八十五条の二第一項の申出に係る市町村の共済事業の開始(二以上の農業共済組合からの申出による場合又は共済 にあつてはその共済事業の実施区域をいう。以下同じ。)ごとに農作物基準共済掛金率を下らない範囲内において共済規程等で定める。 要因となる事項により農林水産大臣が定める別をいう。以下同じ。)ごと及び組合等の区域(農業共済組合にあつてはその区域、共済事業を行う市 の区域ごとに、それぞれ当該組合等が共済規程等で定めていた共済掛金率とすることができる。 いて準用する場合を含む。)の規定により水稲につき病虫害を共済事故としない農作物共済とその他の農作物共済との別その他危険の程度を区分する 第五項の規定により農作物通常共済掛金標準率及び農作物異常共済掛金標準率が一般に改定されるまでの間は、 農作物共済の共済掛金率は、農作物共済の共済目的の種類等ごと、農作物共済の共済事故等による種別 (第八十五条第四項 当該農業共済組合の合併等の前の組合 (第八十五 ただし、農業共

- が当該組合等の農作物共済掛金標準率に一致するように、農林水産大臣が農作物共済の共済目的の種類等ごと、 及び組合等の区域ごとに定める。 前項の農作物基準共済掛金率は、組合等の区域内における農作物共済の共済目的の種類等ごとの共済金額の合計額の見込額を重みとするその算術平均 農作物共済の共済事故等による種別ごと
- 3 前項の農作物共済掛金標準率は、 共済目的 の種類ごと、 農作物共済の共済事故等による種別ごと及び組合等の区域ごとに、 次の率を合計し たものとす
- 礎として農林水産大臣が定める率(以下農作物通常共済掛金標準率という。 農作物通常標準被害率という。)を超えないものにあつてはその被害率を、 農林水産省令で定める一定年間における各年の被害率(以下本条において単に被害率という。 農作物通常標準被害率を超えるものにあつては農作物通常標準被害率を基)のうち、 農林水産大臣が定める通常標準被害率(以 下
- 被害率のうち農作物通常標準被害率を超えるもののその超える部分の率を当該組合等の区域ごとの共済金額の合計額の見込額を重みとして算術平均 示する指数の比に 組合等ごとの共済金額の合計額の見込額を重みとするその算術平均が農作物異常共済掛金標準率の算定基礎率(共済目 て得た率(以下異常部分被害率という。 | 致するように農林水産大臣が定める率(以下農作物異常共済掛金標準率という。 こと及び都道府県の区域ごとに、)を基礎として農林水産大臣が定める率をいう。 農林水産省令で定める一 定年間における当該都道府県の区域内にあ に 致し、 かつ、 その相互の比が各組合等の危険の程度を 的 種 類ごと、 :物共済
- その危険段階別の共済掛金率は、当該危険段階の農作物危険段階基準共済掛金率を下らない範囲内において共済規程等で定めるものとし、 険段階基準共済掛金率は、 発生状況その他危険の程度を区分する要因となる事項に応じて危険段階の別を定め、その危険段階別の共済掛金率を定めることができる。この場合には、 金率の算術平均が当該組合等の区域に係る同項の農作物基準共済掛金率に一致するように定めるものとする。 組合等は、 第 一項の規定による共済掛金率に代えて、 組合等が都道府県知事の認可を受けて、 農作物共済の共済目的の種類等ごと及び農作物共済の共済事故等による種別ごとに、 その危険段階別の共済金額の合計額の見込額を重みとする各農作物危険段階基準共済 共済事故

農作物通常共済掛金標準率及び農作物異常共済掛金標準率は、三年ごとに一般に改定する。

5

(園芸施設共済の共済掛金率)

第百二十条の二十三 園芸施設共済の共済掛金率は、農林水産省令で定める特定園芸施設の区分(以下「施設区分」という。) ごと及び園芸施設共済の共 済目的等による種別(施設内農作物を共済目的とする園芸施設共済とその他の園芸施設共済との別その他危険の程度を区分する要因となる事項により農 林水産大臣が定める別をいう。以下同じ。)ごとに、園芸施設基準共済掛金率を下らない範囲内において共済規程等で定める。

- 2 被害率を基礎として、農林水産大臣が当該地域別に定める。 前項の園芸施設基準共済掛金率は、施設区分ごと及び園芸施設共済の共済目的等による種別ごとに、農林水産省令で定める一定年間における地域別の
- 3 定める地域ごとに、共済事故の発生状況その他危険の程度を区分する要因となる事項に応じて危険段階の別を定め、その危険段階別の共済掛金率を定め する各園芸施設危険段階基準共済掛金率の算術平均が第一項の園芸施設基準共済掛金率に一致するように定めるものとする。 めるものとし、その園芸施設危険段階基準共済掛金率は、 ることができる。この場合には、その危険段階別の共済掛金率は、当該危険段階の園芸施設危険段階基準共済掛金率を下らない範囲内で共済規程等で定 組合等は、第一項の規定による共済掛金率に代えて、施設区分ごと、園芸施設共済の共済目的等による種別ごと及び前項の規定により農林水産大臣 組合等が都道府県知事の認可を受けて、その危険段階別の共済金額の合計額の見込額を重みと
- 4 第一項の園芸施設基準共済掛金率は、三年ごとに一般に改定する。

※参照条文

農業災害補償法施行規則

第二十八条 この限りでない。 法第百七条第三項第一号又は第二号の規定による一定年間は、これを過去二十年間とする。ただし、特別の事由によりこれにより難いときは、

第三十三条の二十五 第二十八条の規定は、 法第百二十条の二十三第二項の農林水産省令で定める一定年間について準用する。

○農業共済再保険特別会計の農業勘定における平成五年度の再保険金の支払財源の不足に対処するための特別措置に関する法律

(平成五年法律第九十五号)

(超旨)

の再保険金の支払財源の不足に対処するため必要な特別措置について定めるものとする。 この法律は、平成五年度において低温等による水稲等の被害が甚大であったことにより農業共済再保険特別会計の農業勘定に生ずる平成五年度

(借入金)

第二条 成五年度借入金」という。)に係る債務を弁済するため必要があるときは、 ため農業共済再保険特別会計法 政府は、農業共済再保険特別会計の農業勘定における平成五年度の再保険金(以下「平成五年度再保険金」という。)の支払財源の不足に充てる (昭和十九年法律第十一号。以下「法」という。) 第八条の規定により平成五年度において借り入れた借入金 同特別会計の農業勘定の負担において借入金をすることができる。 (以 下 平

(一般会計からの繰入れ)

別会計の農業勘定に繰り入れるものとする。 政府は、次の各号に掲げる借入金及び一時借入金の利子の財源に充てるため、これらの利子に相当する金額を、一般会計から農業共済再保険特

- 平成五年度借入金及び前条の規定による借入金
- 平成五年度再保険金の支払及び前号の借入金に係る債務の弁済に起因する法第九条第二項の規定による一時借入金
- とができる。 年度借入金又は前条の規定による借入金の償還金の財源に充てるため、予算で定めるところにより、一般会計から同特別会計の農業勘定に繰り入れるこ 政府は、前項に定めるもののほか、農業共済再保険特別会計の農業勘定における再保険事業の適正な運営を確保するため必要があるときは、平成五

(食糧管理特別会計からの繰入れ)

第四条 定による借入金の償還金の財源に充てるため、同特別会計の輸入食糧管理勘定から農業共済再保険特別会計の農業勘定に繰り入れるものとする。 食糧管理特別会計の輸入食糧管理勘定に生ずる利益として政令で定めるところにより算定した金額に相当する金額を、平成五年度借入金又は第二条の規 政府は、平成五年産の米穀の減収に対処するため輸入される米穀の平成五年十一月一日から平成六年十月三十一日までの間における売買により

食糧管理特別会計の輸入食糧管理勘定の歳出とし、農業共済再保険特別会計の農業勘定の歳入とする。

(剰余金の処理)

前項の規定による繰入金は、

第五条 において、 政府は、 法第六条第二項の規定により同特別会計の再保険金支払基金勘定へ繰り入れるべき金額を控除して、 第三条第二項及び前条の規定による繰入金については、 後日、農業共済再保険特別会計の農業勘定において決算上の剰余を生じた場合 なお残余があるときは、 同項の規定にか

より、一般会計又は食糧管理特別会計の輸入食糧管理勘定に繰り入れなければならない。 かわらず、第三条第二項及び前条の規定による繰入金の合計額から平成五年度再保険金のうち著しく異常な災害に係る部分に相当する再保険金の額とし て過去の被害率の平均及び分布状況を勘案して算定した政令で定める金額を控除した金額に相当する金額に達するまでの金額を、政令で定めるところに

2 前項の規定による食糧管理特別会計の輸入食糧管理勘定への繰入金は、 同勘定の歳入とする。

(農業勘定における積立金の歳入への繰入れ)

第六条 を同勘定の歳入に繰り入れることができる。 政府は、平成五年度再保険金の支払財源の不足に充てるため、農業共済再保険特別会計の農業勘定における法第六条第二項の規定による積立金

附則

この法律は、公布の日から施行する。

〇農業共済再保険特別会計の農業勘定における平成五年度の再保険金の支払財源の不足に対処するための特別措置に関する法律 **:行令**(平成六年政令第二十三号)

九十五号)第四条第一項及び第五条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。 農業共済再保険特別会計の農業勘定における平成五年度の再保険金の支払財源の不足に対処するための特別措置に関する法律(平成五年法律第

(輸入米穀に係る利益の算定方法)

という。)の平成五年十一月一日から平成六年十月三十一日までの間における売買(以下この条において「売買」という。)により生ずる売買利益額から 第四条第一項の政令で定めるところにより算定した金額は、平成五年産の米穀の減収に対処するため輸入される米穀(以下この条において「輸入米穀」 第一号に掲げる額を控除した額に、第二号に掲げる額を加算して得た金額とする。 農業共済再保険特別会計の農業勘定における平成五年度の再保険金の支払財源の不足に対処するための特別措置に関する法律(以下「法」という。)

輸入米穀の売買に伴い食糧管理特別会計の輸入食糧管理勘定において負担すべき次に掲げる経費に相当する額

- 運搬費、保管料、保存手入費その他附属諸費

1 同特別会計の業務勘定において支出する人件費、事務費その他の業務費

同特別会計の調整勘定において支出する証券、借入金及び一時借入金の利子その他附属諸費

輸入米穀の売買に伴い食糧管理特別会計の輸入食糧管理勘定に受け入れるべき附属雑収入に相当する額

(著しく異常な災害に係る部分に相当する再保険金の額)

法第五条第一項の政令で定める金額は、千三百八十五億三千五百五十七万四千円とする。

(一般会計又は食糧管理特別会計への繰入方法)

る区分に応じ、当該各号に定めるところによるものとする。 法第五条の規定による農業共済再保険特別会計の農業勘定から一般会計又は食糧管理特別会計の輸入食糧管理勘定への繰入れは、 次の各号に掲げ

条で定める金額を控除した金額に達するまでの金額を一般会計に繰入れ 法第四条第一項の規定による繰入金の額が前条で定める金額を超えない場合 法第三条第二項及び第四条第一 項の規定による繰入金の合計 額から前

一 法第四条第一項の規定による繰入金の額が前条で定める金額を超える場合 理特別会計の輸入食糧管理勘定に、それぞれ繰入れ 繰戻額」という。)との比率に応じて、 計要繰戻額」という。)と法第四条第一項の規定による繰入金の額から前条で定める金額を控除した金額に相当する金額 一般会計要繰戻額に達するまでの金額を一般会計に、 法第三条第二項の規定による繰入金の額に相当する金額 食糧管理特別会計要繰戻額に達するまでの金額を食糧管 (以下「食糧管理特別会計要 (以 下

附則

この政令は、公布の日から施行する。